



鳥取県公報

平成13年 2月23日(金)

第 7 2 5 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の変更 (市町村振興課)	1
	管理美容師資格指定講習会の指定 (県民生活課)	2
	管理美容師資格指定講習会の指定 (")	3
	土地改良法による換地処分 (耕地課)	4
	保安林の指定予定 (2件) (森林保全課)	4
	県道の路線の認定 (道路課)	5
	河川法に基づく河川区域内の船舶又は船舶の係留施設の撤去 (河川課)	5
教委規則	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則 (高等学校課)	5
	鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則 (生涯学習課)	7
調達公告	一般競争入札の実施 (会計課)	8
正 誤	平成13年 2月 9 日付鳥取県告示第52号中訂正.....	10

告 示

鳥取県告示第91号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定による江府町が行う土地改良事業に係る助沢地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 2月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する 字 の 名 称	同左の区域 (平成12年 8月 1 日現在の地番による。)
大字助澤字小林	大字助澤字小林のうち448の 1 の一部、448の 2 の一部、448の 5 の一部、449以外の区域
大字助澤字向ヒナ平	大字助澤字向ヒナ平のうち467の 1 の一部、467の 2、467の 4 の一部以外の区域
大字助澤字小屋ノ谷	大字助澤字小林448の 1 の一部、448の 2 の一部、448の 5 の一部、449 大字助澤字向ヒナ平467の 1 の一部、467の 2、467の 4 の一部 大字助澤字小屋ノ谷のうち474の一部、476の一部、477の 2、478の 1 の一部及びこれら と一体をなす国有地以外の区域

	大字助澤字奥山481の3の一部、481の11 大字美用字小屋ノ谷151の1の一部
大字助澤字奥山	大字助澤字小屋ノ谷474の一部、476の一部、477の2、478の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字助澤字奥山のうち479の2の一部、481の3の一部、481の11及びこれらと一体をなす国有地並びに479の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字美用字奥山1の1の一部
大字美用字奥山	大字助澤字奥山479の2の一部及びこれと一体をなす国有地並びに479の1と一体をなす国有地の一部 大字美用字奥山のうち1の1の一部以外の区域
大字美用字小屋ノ谷	大字美用字小屋ノ谷のうち151の1の一部以外の区域

鳥取県告示第92号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき管理理容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成13年2月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 講習会を行う者の名称及び住所
財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都港区虎ノ門一丁目26 - 5
- 2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第1日	平成13年5月14日	東伯郡東郷町大字旭132 国民宿舍水明荘
第2日	平成13年5月28日	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂
第3日	平成13年6月4日	〃
第4日	平成13年6月11日	〃
第5日	平成13年6月25日	〃
第6日	平成13年7月2日	東伯郡東郷町大字旭132 国民宿舍水明荘

- 3 受講資格
平成13年5月14日までに理容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

4 受講手続

(1) 提出書類

- ア 管理理容師資格認定講習会申込書
- イ 理容師免許証の写し
- ウ 理容業務従事証明書
- エ 写真（無背景及び無帽で正面から上半身を撮影した、縦及び横がそれぞれ4センチメートルのもので、3月以内に撮影したもの）2枚

(2) 提出先及び問合せ先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部
鳥取市弥生町302 - 2
電話 0857 - 29 - 6086

(3) 受付期間

平成13年3月12日(月)から同月26日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(4) 受講手数料及び納付方法

1万7,000円を所定の方法により納付すること。

鳥取県告示第93号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定に基づき管理美容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成13年2月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 講習会を行う者の名称及び住所

財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都港区虎ノ門一丁目26-5

2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第1日	平成13年5月14日	東伯郡東郷町大字旭132 国民宿舎水明荘
第2日	平成13年5月28日	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂
第3日	平成13年6月4日	〃
第4日	平成13年6月11日	〃
第5日	平成13年6月25日	〃
第6日	平成13年7月2日	東伯郡東郷町大字旭132 国民宿舎水明荘

3 受講資格

平成13年5月14日までに美容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

4 受講手続

(1) 提出書類

ア 管理美容師資格認定講習会申込書

イ 美容師免許証の写し

ウ 美容業務従事証明書

エ 写真(無背景及び無帽で正面から上半身を撮影した、縦及び横がそれぞれ4センチメートルのもので、3月以内に撮影したもの)2枚

(2) 提出先及び問合せ先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

鳥取市弥生町302-2

電話 0857-29-6086

(3) 受付期間

平成13年3月12日(月)から同月26日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(4) 受講手数料及び納付方法

1万7,000円を所定の方法により納付すること。

鳥取県告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る助沢地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年2月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第95号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年2月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

倉吉市河来見字倉切谷1009の25

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第96号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年2月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町二部字野田ヶ峠上平ノ四844、字蛇谷ノ一845、846、字蛇谷ノ二847から849まで、字上長ウネノ一850、字上長ウネノ二851、852、字本谷山855の2、字築ヶ谷885の6

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐して伐採をすることができる立木は、溝口町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に共する。)

鳥取県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成13年2月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
3 2 3	若葉台東町線	鳥取市若葉台	鳥取市東町	

鳥取県告示第98号

河川法（昭和39年法律第167号）第24条又は第26条第1項の規定に違反して、許可なく次の河川区域内に係留し、又は設置している船舶又は船舶の係留施設の撤去について、同法第75条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年2月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 船舶に係留し、又は船舶の係留施設を設置した者は、平成13年3月20日までに当該船舶又は船舶の係留施設を二級河川由良川水系由良川、二級河川由良川水系前川及び二級河川由良川水系日和川の河川区域内から撤去すること。

船舶に係留し、又は船舶の係留施設を設置している場所

- (1) 二級河川由良川水系由良川

ア 船舶の係留 東伯郡大栄町大字瀬戸3 - 7地先、大字六尾397 - 2地先及び大字由良宿1217 - 4地先

イ 船舶の係留施設の設置 東伯郡大栄町大字瀬戸3 - 7地先

- (2) 二級河川由良川水系前川

船舶の係留 東伯郡大栄町大字由良宿1212地先

- (3) 二級河川由良川水系日和川

船舶の係留 東伯郡大栄町大字由良宿1235 - 2地先

- 2 期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県知事が撤去し、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第9項の規定により、1の撤去をしなかった者の負担とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年2月23日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第1号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中章及び条の表示に下線が引かれた章及び条（以下「移動章等」という。）に対応する同表の改正後の欄中章及び条の表示に下線が引かれた章及び条（以下「移動後章等」という。）が存在する場合には、当該移動章等を当該移動後章等とし、移動後章等に対応する移動章等が存在しない場合には、当該移動後章等（以下「追加章等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（章及び条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章及び条の表示並びに追加章等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第9章 略 <u>第10章 学校評議員（第54条）</u> <u>第11章 雑則（第55条）</u> （校務分掌） 第38条 略 <u>（職員会議）</u> <u>第38条の2 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。</u> <u>2 職員会議は、校長が主宰する。</u> <u>3 前2項に定めるもののほか、職員会議について必要な事項は、校長が定める。</u> 第53条 略 第10章 <u>学校評議員</u> <u>第54条 校長からの要請があった場合において教育委員会が必要であると認めるときは、学校に学校評議員を置くことができる。</u> <u>2 学校評議員は、学校運営に関し、校長の求めに応じて意見を述べ、又は必要に応じて助言を行うものとする。</u> <u>3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。</u>	目次 第1章～第9章 略 <u>第10章 雑則（第54条）</u> （校務分掌） 第38条 略 第53条 略

4 前3項に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第11章 雑則

第55条 略

第10章 雑則

第54条 略

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 2月23日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立図書館管理規則（平成2年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(開館時間) 第8条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般図書室、郷土資料室及び環日本海交流室 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれに定める時間（その日が日曜日又は土曜日に当たる場合にあっては、午前9時から午後5時までとする。） ア 5月1日から10月31日までの間 午前9時から午後7時まで イ 11月1日から翌年4月30日までの間 午前9時から午後6時30分まで</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(開館時間) 第8条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般図書室及び郷土資料室 午前9時から午後6時30分（土曜日及び日曜日にあっては、午後5時）まで</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年2月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ア デスクトップコンピュータ 81台

イ 液晶プロジェクター 41台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成13年3月30日（金）

(4) 納入場所

気高郡青谷町青谷2912 鳥取県立青谷高等学校

米子市長砂町216 鳥取県立米子南商業高等学校

(5) 入札方法

(1)のアとイを合せて入札に付する。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第49号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が電気通信機器のA等級又はB等級に格付けされている者であること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成13年2月23日（金）から同年3月9日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857 - 26 - 7433

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書類郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成13年3月9日（金）午後1時10分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成13年3月9日（金）正午までとする。）

鳥取県出納局入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成13年3月5日（月）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Desktop Computers and Liquid Crystal Projectors

(2) March 5, 2001 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 9, 2001 1:10 PM:Time-limit for submission of tenders

March 9, 2001 Noon:Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Please Contact:Accounting Division, Bureau of the Treasury, Tottori Prefecural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680 - 8570 Japan TEL:0857 - 26 - 7433

正 誤

平成13年2月9日付鳥取県告示第52号（土地改良区の役員の就退任について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
6	3	懸樋 勝男	懸樋 勝雄
"	15	懸樋 勝男	懸樋 勝雄